

○津山圏域資源循環施設組合公有財産取扱規則

平成 21 年 10 月 9 日

津山圏域資源循環施設組合規則第 20 号

(目的)

第 1 条 津山圏域資源循環施設組合における公有財産の取得、管理及び処分に関する事務の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(準用)

第 2 条 公有財産に関する事務については、津山市公有財産取扱規則（昭和 40 年津山市規則第 15 号）を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。